

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢ほか2名

被告 国

陳述書

令和7年10月28日

訴訟代理人住所 東京都渋谷区恵比寿南3-3-12  
アージュIビル5階

氏名 中島邦之

1 私は新聞社に勤務しており、取材の目的で、2023年11月10日に開かれた袴田事件の第2回再審公判の傍聴を希望しました。

当日、私は傍聴券の抽選に当選し、指定された時刻である午前10時半過ぎに裁判所に入りました。職員の指示に従いエレベーターで2階へ上がると、手荷物を預けるための長机が設置されていました。

私は手ぶらであったため、その旨を女性職員に伝えますと、そのまま進むよう指示されました。その先で男性職員からポケットの中身について問われ、私は自らポケットに入っていたペン、メモ帳、扇子、のど飴、そして録音機能のない旧式の携帯電話、いわゆるガラケーを取り出しました。その直後、職員らが「〇〇事態が発生！」などと無線で騒ぎ始め、事態は急変しました。

2 数分後、責任者であると名乗る静岡地裁刑事訟廷管理官の土屋義嗣氏（以下、「土屋氏」といいます。）が現れ、私に対して「なぜ、通信機器を持ち込もうとしたのか？」と強い調子で詰問しました。私は、持ち込みが禁止されているとは知らなかったため、「持ち込み禁止なら、預けますよ」と答えましたが、土屋氏は長机の前に貼られたA4サイズの紙を指さし、「あそこに、通信機器

の持ち込み禁止と書いてあるじゃないか」と主張しました。しかし、その紙は手荷物を預ける他の傍聴人らで隠れており、私には視認できる状態ではありませんでした。私はその点を指摘し、告知方法の不備を訴えますと、土屋氏は話題を変え、「なぜガラケーを隠し持っていたのか？」と、あたかも私が意図的に隠し持っていたかのような追及を始めました。

私は「隠し持ったりしていない。ポケットの中身を聞かれたから、全部自分で出ただけだ」と反論しましたが、土屋氏は「いや、その前に通信機器は持ち込み禁止だと、別の職員が伝えていたはずだ」と事実に基づかない主張を繰り返しました。私が「そんな注意は聞いていない。証拠を出せ」と抗議しても、水掛け論に終始しました。

- 3 その後、私は別室に連れて行かれ、土屋氏及び氏名不詳の総務課職員から引き続き対応を受けました。私は、持ち込み禁止の告知方法に著しい不備があったこと、自らの過失を棚に上げて一方的に入廷を拒否する「一発アウト」の対応は、庁舎管理権の乱用であり著しく不当であることを、強く主張しました。

私が福岡から来たことを告げ、憲法で保障された裁判傍聴の権利を不当に侵害するものであり納得できないと訴えますと、土屋氏は「裁判体の判断を仰ぎます」と言い残し、一時退室しました。約10分後に戻ってきた土屋氏は、「裁判体の判断も、入廷は遠慮してほしいとのことでした」と告げました。私は、土屋氏が裁判体に対して正確な情報提供を怠ったのではないかと抗議しましたが、土屋氏は何も答えませんでした。

土屋氏らとの一連のやり取りは、約1時間に及びました。私が裁判所を出る際、土屋氏か氏名不詳の総務課職員は「本日お聞きした話は、今後の対応の参考にさせていただきます」と言いました。

なお、ジャーナリストの青柳雄介氏が袴田再審の様子を長期連載した『サンデー毎日（2023年12月17日号）』の記事によると、私が傍聴を拒否された次の第3回公判では、「前回とは異なり手荷物を預ける際、A4のペーパーが示され、『法廷に持ち込めるのは筆記用具だけ。このあと電子機器等を持っているのが発覚したら傍聴券の当選は取り消しになる』旨がそこには記され

ていた」とあります。つまり、裁判所は告知の不備を自認せざるをえなかったということです。

- 4 一連のやりとりを終え、私が裁判所から出て弁護士会館へ向かっていたところ、サイレンを鳴らしたパトカー2台が裁判所の敷地内に入ってきました。警察官らは、裁判所入口付近にいた人物から何らかの説明を受けた後、私の元へ走り寄り、「裁判所の職員を殴ったのか」などと、まるで私を犯罪者であるかのように扱いました。私が事情を説明していると、先ほどの土屋氏らが駆けつけ、「何事もなかった。もう大丈夫です」と警察官に説明したことで、ようやく私の嫌疑は晴れました。最終的に、リーダー格の警察官からは「福岡から来て、携帯を持っていただけで法廷に入れなかったんですか。ひどい話ですね」と同情の言葉をかけられました。
- 5 そもそも、携帯電話の持ち込みが一律に禁止されること自体に合理的な理由があるのか疑問ですが、仮に禁止するとしても、その周知方法は極めて不十分でした。傍聴希望者が並んでいる際に口頭でアナウンスしたと裁判所側は主張するようですが、私はそのようなアナウンスを聞いた記憶がありません。また、仮にアナウンスがあったとしても、後方に並ぶ者や聴覚に障害を持つ者には伝わらない可能性が高く、多様性を無視した時代遅れの対応と言わざるを得ません。禁止事項は、全ての傍聴希望者に確実に伝わるよう、書面を配布するなどの方法を取るべきでした。

私は自らガラケーを提示したにもかかわらず、意図的に不正を働いたかのような扱いを受け、一切の弁明の機会も与えられず一方的に入廷を拒否されました。これは、空港の手荷物検査において、キーホルダー型の小型はさみなどの禁止物品を所持していた場合でも、その所有権を放棄すれば搭乗が認められる運用と比較しても、著しく過剰な対応です。

土屋氏の対応は、当初から私を不正行為者と決めつけ、威圧的な態度で詰問するものであり、公正な事実確認を怠っていました。

- 6 今回の私の体験は、単なる一個人の不運な出来事では済まされません。これは、憲法21条で保障された表現の自由及び82条で保障された裁判の公開と

いう大原則を、裁判所自らが軽んじ、不当に国民の権利を侵害した事件だと思っています。些細なことで警察が出動し、市民が犯罪者扱いされるという現実には、日本の司法が容易に「官僚管理国家」へと変質しうる危険性をはらんでいます。そして何よりも、無実の人間が権力側の思い込みと杜撰な手続きによって罪に陥れられていく「冤罪」の恐ろしさを、私は身をもって体験しました。

7 このように、袴田事件の再審公判における裁判所の対応は、告知の不備、過剰かつ一方的な処分、事実確認の欠如など、数多くの問題を含んでいました。

裁判所が本件を真摯に受け止め、二度とこのような事態が繰り返されることのないようにしてほしいです。

以上